

令和7年3月31日

商店会 代表者 様

京都市産業観光局
地域企業イノベーション推進室
(電話：222-3340)

「京都市商店街等環境整備事業補助金」 及び 「勉強会（市・府商店街支援制度説明等）」の御案内について

1 「京都市商店街等環境整備事業補助金」の交付申請受付について

「京都市商店街等環境整備事業（施設設置・改修事業）（空き店舗対策事業）（街路灯撤去事業）」に対する補助について、以下のとおり受付を開始しますので、補助金の活用を予定されている場合は必ず御提出ください。

※詳細は添付の「資料1」を御確認ください。

受付期間：令和7年4月1日（火）～ 同年6月20日（金）

2 「勉強会（市・府商店街支援制度説明等）」の御案内について

本市では、国の経済対策における臨時交付金を活用し、商店街の安心・安全な買い物環境を維持・継続するため、令和7年度に限り、アーケードや街路灯等の共同施設における省エネルギー化等の取組を補助する「商店街エネルギー環境整備事業」を創設いたしました。

同事業の補助申請には、勉強会の受講を必須としておりますので、申請をご検討されている商店会は、「資料2」をご確認いただき、お申し込みください。

※詳細は添付の「資料2」を御確認ください。

【商店街エネルギー環境整備事業の概要】

補助対象者：商店会（勉強会を受講した団体に限る。）

補助対象事業：アーケードや街路灯など商店街の共同施設におけるLED化等の省エネルギー化や太陽光発電設備の導入等の創エネルギーの取組

補助率：5分の4

補助上限額：省エネ事業 600万円、創エネ事業 1,300万円

補助申請受付：令和7年6月初旬(予定)から、約3週間程度

申込期間：令和7年4月1日（火）～ 同年4月30日（水）

【お問合せ先】

1 「京都市商店街等環境整備事業補助金」の受付について

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室（担当：土田、宮田、前田）

電話：075-222-3340

2 「勉強会（市・府商店街支援制度説明等）」について

京都商店連盟

電話：075-342-0301

令和 7 年度 「京都市商店街等環境整備事業補助金」の交付申請受付について

1 「施設設置・改修事業」「空き店舗対策事業」「街路灯撤去事業」について

京都市では、市内の商店街や小売市場等の活性化を図るため、魅力あふれる買い物環境づくりに取り組む事業への補助制度を設けています。

この度、本制度の申請を下記のとおり受け付けます。

なお、「街路灯撤去事業」の申請を御検討される場合は、まずは「2 お問合せ先」に御連絡ください。（※申請までに土木事務所との協議・合意が必要となります。）

(1) 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～同年 6 月 2 0 日（金）

※ 御提出いただいた事業について、満額の補助ができない（予算の範囲内で按分のうえ減額する）場合があります。予め御了承ください。

(2) 補助対象団体

ア 施設設置・改修事業

商店会、小売市場、これらの連合体及び、地域商業ビジョン推進団体

イ 空き店舗対策事業

商店会、地域商業ビジョン推進団体

ウ 街路灯撤去事業

商店会

(3) 補助対象事業及び補助内容

別紙 1 「補助対象事業の詳細」のとおり。

※ 補助金交付申請額の 1, 0 0 0 円未満は切捨て

※ 補助対象期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までです。

(4) 提出書類

別紙 2 「提出書類一式」のとおり

※ 様式の電子データは、下記 URL または二次元コードページからダウンロードしてください。

<掲載ページ URL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000339020.html>

※ 申請書の押印又は署名は不要です。

ただし、押印又は署名いただいた申請書を拒否するものではありません。



(5) 提出方法

持参、郵送又は E メールでの御提出をお願いします。

E メールで御提出される場合は、必ず本市に架電いただき、本市が受信したことを御確認くださいませう、お願いいたします。

<提出先>

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室 商業振興担当
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
E-mail: shogyo@city.kyoto.lg.jp

(6) 留意事項

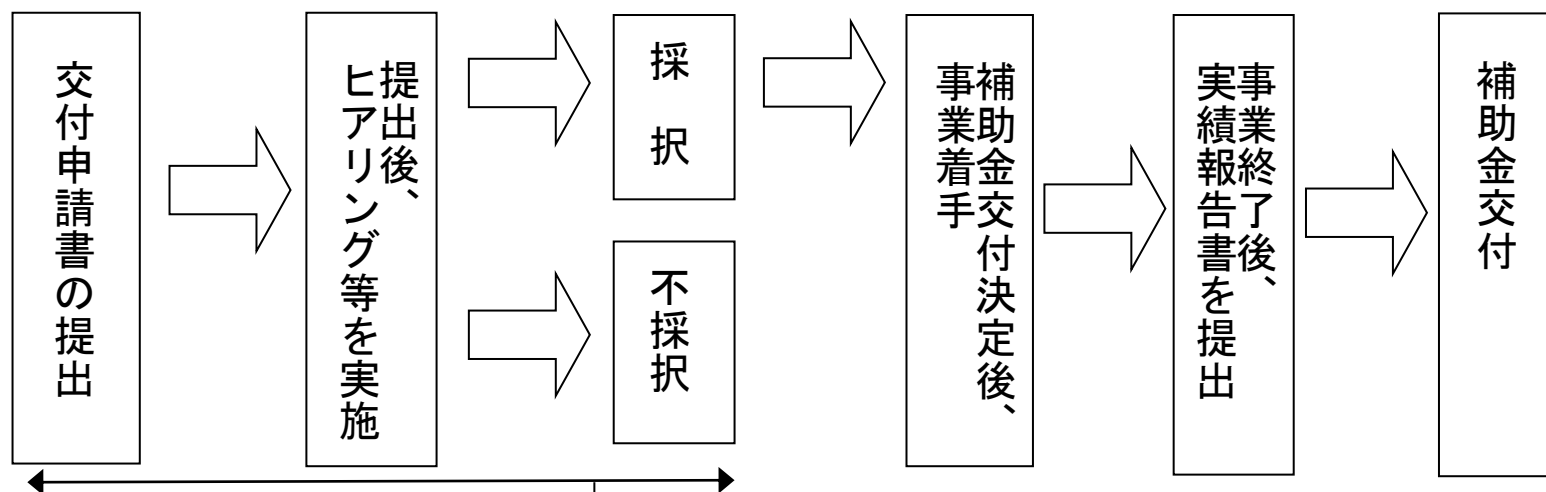
- ア 申請は、補助対象者1者当たり「施設設置・改修事業」「空き店舗対策事業」「街路灯撤去事業」のいずれか1事業に限ります。
- イ 令和8年3月31日までに事業が完了するものに限りします。
- ウ 提出された書類を基にヒアリング調査等を実施し、採択・不採択、交付予定額を決定します。
- エ やむを得ず交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届を必ず提出してください。同届を提出せずに、交付決定を受ける前に事業に着手した場合は、補助金を交付できませんので御注意ください。
- エ アーケードの改修等については、事業着手前にアーケード連絡協議会での協議が必要となりますので、改修を検討されている商店会は補助金交付決定の有無に関わらず、アーケード連絡協議会事務局（所管：建設局道路河川管理課 TEL222-3564）まで御連絡をお願いします。

2 お問合せ先

- (1) 京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室（商業振興担当）
電話番号：075-222-3340
E-mail: shogyo@city.kyoto.lg.jp
- (2) 京都商店連盟
電話番号：075-342-0301

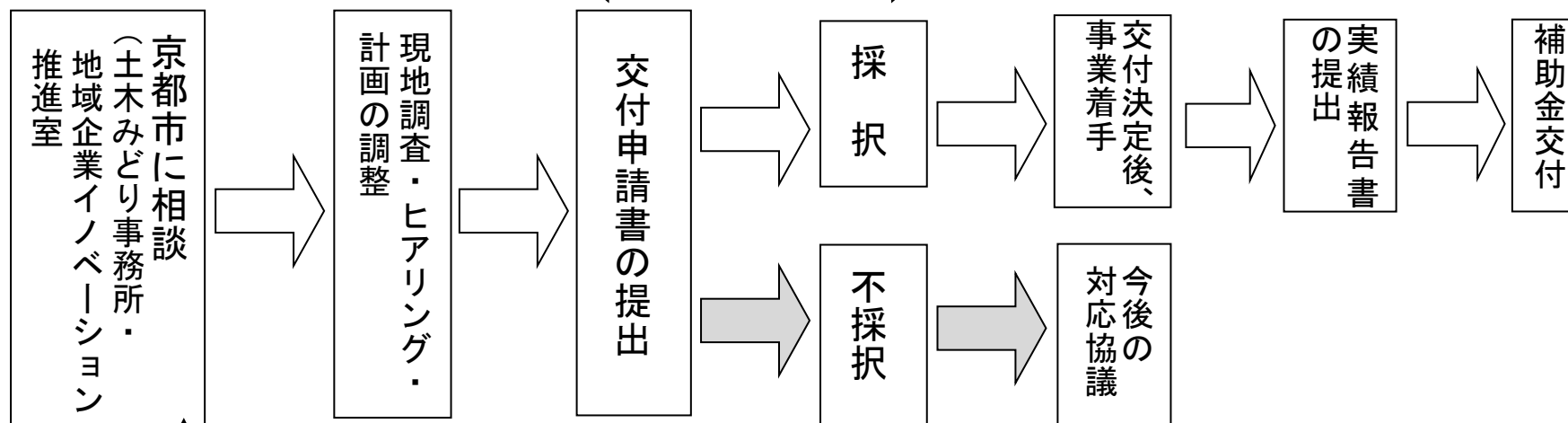
<今後の流れ>

1 「施設設置・改修事業」「空き店舗対策事業」



交付決定前着手届の提出期間（交付申請書提出から交付決定までの間です。）

2 「街路灯撤去事業」



今回の受付で「街路灯撤去事業」を申請される場合は、申請書を提出される前に一度御連絡ください。
提出締切日（6/20）までに土木事務所と協議・現地調査・ヒアリング・計画の調整を行っていただき、
撤去後の照度確保の方法や撤去・新設に関するスケジュール等を含め、土木事務所との合意が必要です。

別紙 1 補助対象事業の詳細

○商店街等環境整備事業

1 施設設置・改修事業

- ア 補助対象団体
商店会、小売市場、これらの連合体及び、地域商業ビジョン推進団体
- イ 補助対象事業
アーケード、カラー舗装、街路灯、LED電球、統一看板、放送設備、案内板、標示灯、AED、消防用機械器具、Wi-Fi設備、防犯カメラ 等
- ウ 補助金の額
 - a 国庫補助を受けずに実施する場合
 - ・ 補 助 率 3分の1以内
 - ・ 補助限度額 200万円
 - b 国庫補助を受けて実施する場合
 - ・ 補 助 率 9分の1以内
 - ・ 補助限度額 200万円
- エ 補助対象経費
上記イのために必要と認められる経費

2 空き店舗対策事業

- ア 補助対象団体
商店会、地域商業ビジョン推進団体
- イ 補助対象事業
商店街等の空き店舗を活用して行う、商店街の活性化に寄与する施設（チャレンジショップ、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設、地域農産品等のアンテナショップ等）を設置・運営する事業
- ウ 補助金の額
 - a 国庫補助を受けずに実施する場合
 - ・ 補 助 率 3分の1以内
 - ・ 補助限度額 500万円
 - b 国庫補助を受けて実施する場合
 - ・ 補 助 率 9分の1以内
 - ・ 補助限度額 500万円
- エ 補助対象経費
店舗改修工事費、設備費（ただし、移動可能な備品類は除く。）、店舗賃借料（1箇月20万円以内かつ6箇月を上限とする。）

3 街路灯撤去事業

ア 補助対象団体

商店会

イ 補助対象事業

共同施設である街路灯の撤去事業

ウ 補助金の額

a 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補 助 率 3 分の 1 以内
- ・ 補助限度額 2 0 0 万円

b 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補 助 率 9 分の 1 以内
- ・ 補助限度額 2 0 0 万円

エ 補助対象経費

街路灯撤去費（ただし、以下の要件を全て満たす街路灯を対象とする。）

- ・ 設置や改修後、毎年4月1日時点で（耐用年数である）10年を超過していること。
- ・ 撤去後の照度確保の方法や撤去・新設に関するスケジュール等を含め、道路管理者である建設局（土木事務所）との合意がされていること。
- ・ 撤去について商店街組織として合意されていること。

オ 審査内容

街路灯の老朽化の程度（健全度）や申請団体の財政状況等

別紙２ 提出書類一式

補助事業名	本申請 書類	
施設設置・改修事業	①京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業用）（第３号様式） ※第３号様式の２「事業予定表」含む ②事業予算書（第５号様式） ③借入金の返済方法（借入金がある場合のみ） ④事業計画書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業用）（第６号様式） ⑤補助事業に要する費用の見積書(写し) ⑥事業計画を承認する総会又は理事会の議事録 ⑦定款又は会則 ⑧当該年度の事業計画書及び予算書 ⑨前年度の事業報告書及び決算書 ・その他市長が特に必要と認める書類 <u>※交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届（第８号様式）の提出をお願いします。</u>	○設計図及び設置場所を表したもの （防犯カメラ設置事業のみ以下の書類） ○プライバシー保護に関する事項を規定した防犯カメラ運用規約等
空き店舗対策事業	⑧当該年度の事業計画書及び予算書 ⑨前年度の事業報告書及び決算書 ・その他市長が特に必要と認める書類 <u>※交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届（第８号様式）の提出をお願いします。</u>	○施設の平面図、施設の位置(住宅地図により指示したもの等)、施設の現況写真
街路灯撤去事業	①京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（街路灯撤去）（第４号様式） ※第４号様式の２「事業予定表」含む ②事業予算書（第５号様式） ③借入金の返済方法（借入金がある場合のみ） ④事業計画書（街路灯撤去事業用）（第７号様式） ⑤補助事業に要する費用の見積書(写し) ⑥当該年度の事業計画書及び予算書 ⑦撤去計画を承認する総会又は理事会等の議事録 ⑧その他市長が特に必要と認める書類 <u>※交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届（第８号様式）の提出をお願いします。</u>	○計画図面又はイメージパース(撤去予定街路灯の位置が分かるもの) <事前希望調査時に提出したものから変更があった場合> ○撤去予定街路灯の現況写真（３枚程度） ○直近３箇年度分の事業報告書及び決算書 ○占用許可証

勉強会（市・府商店街支援制度説明等）の開催について

この度、商店街エネルギー環境整備事業を含む、京都市の商店街支援制度及び、京都府の商店街支援制度の説明等を行う勉強会を開催しますので、お知らせします。

なお、本勉強会を受講することを「商店街エネルギー環境整備事業」の補助対象要件としておりますので、補助金の申請を御検討されている場合は、必ず御参加ください。

【商店街エネルギー環境整備事業の概要】

補助対象者：商店会（勉強会を受講した団体に限る。）

補助対象事業：アーケードや街路灯など商店街の共同施設におけるＬＥＤ化等の省エネルギー化
や太陽光発電設備の導入等の創エネルギーの取組

補 助 率：５分の４

補助上限額：省エネ事業 ６００万円、創エネ事業 １,３００万円

補助申請受付：令和７年６月初旬(予定)から、約３週間程度

１ 開催日時・場所

日時：令和７年５月８日（木） 午後６時

場所：ホテルオークラ京都 ３階 光舞の間（中京区河原町御池）

※ やむを得ない事情により、上記日時の勉強会に参加できない場合につきましては、別途御相談ください。

２ 次第（予定）

１８：００ 勉強会

１９：００ 交流会（京都商店連盟主催）

※会費１３,０００円（当日受付にて）

※交流会の参加については、任意となります。

３ 申込受付期間

令和７年４月１日（火）～ 令和７年４月３０日（水）

４ 申込方法・申込先

下記、申込票に必要事項を記載し、ＦＡＸ又は郵送で御申込いただくか、申込票の内容をメール本文に記載し、お送りください。

ＦＡＸ番号：０７５－３４２－０３０２

メールアドレス：furukawa@syouren.or.jp

勉強会 申込票

FAX 番号：０７５－３４２－０３０２

締切日：令和７年４月３０日（水）

商店街名					
電話番号					
役職・氏名	役職		氏名		☐ 交流会
	役職		氏名		☐ 交流会
	役職		氏名		☐ 交流会

※交流会に参加される方は、「☐ 交流会」にチェックしてください。